社会福祉法人桐生市社会福祉協議会ホームページ広告掲載要綱

（目的）

第１条　この要綱は、社会福祉法人桐生市社会福祉協議会（以下「本会」という。）のホームページに掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（掲載基準）

第２条　本会ホームページに掲載する広告は、本会事業の情報発信の妨げや誤解の生じない範囲とし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1)　責任の所在が不明確なもの

(2)　法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの

(3)　公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの

(4)　誇大又は虚偽のおそれのあるもの

(5)　思想、信条、政治活動、宗教活動、意見広告、個人宣伝に関するもの

(6)　第三者の肖像権又は著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの

(7)　その他、掲載する広告として適当でないと本会会長が定めるもの

（申込者の範囲）

第３条 広告掲載の申込みをすることができる者の範囲は、次のとおりとする。

(1)　企業、個人の事業者又は団体

(2)　公共的団体その他これに類するもの

(3)　その他会長が適当と認めたもの

（形式、規格等）

第４条　広告を掲載する形式、規格等については、以下のとおりとする。

(1)　形式　バナー広告

(2)　位置　本会ホームページトップページ内の本会が定めた場所

(3)　規格　サイズ　縦 90 ピクセル×横 350 ピクセル

データ形式　GIF 又は JPEG

データ容量　50ＫＢ以内

(4) 画像の ALT の属性テキストは、「広告：」で始め、「広告：」を除き、全半角を問わず 30 文字以内とする。

（募集、申請）

第５条 会長は、広告掲載の募集を行うときは、募集の期間その他必要な事項を、ホームページ、社協だより等により周知するものとする。

2　広告掲載を希望する者は、前項の期間中にホームページ広告掲載申込書（様式第１号）に必要書類を添えて、会長に申し込むものとする。

（決定）

第６条 会長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請内容を審査のうえ掲載の可否を決定し、広告掲載・不掲載決定通知書（様式第２号）を通知する。

（掲載期間）

第７条　広告の掲載は、掲載の初日から１年とする。ただし更新は妨げない。

2　ホームページの維持管理等による公開停止の期間も原則として掲載期間に含むものとする。

3　広告の掲載開始及び終了の時間は、当該期間の初日及び末日で本会がその都度設定する時間とする。ただし、当該日が次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載の開始または終了の日は、その翌日とする。

(1)　土曜日、日曜日又は国民の祝日

(2)　12 月 29 日から翌年の１月３日までの日

（掲載料）

第８条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）の額は、１枠年間 10,000 円（税込）とする。ただし、社会福祉法人桐生市社会福祉協議会会員規程第４条に規定する特別会員及び申請日から過去１年間において本会へ１万円以上の寄付を行った企業、個人の事業者又は団体は、１枠年間 5,000 円（税込）とする。

2　広告主は、掲載期間の掲載料を会長の指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、会長が特別な理由と認めた場合は、この限りではない。

3　既納の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載をすることができなかったときは、掲載料を還付することができる。

（広告主の責任）

第９条　掲載する広告の原稿は、広告主が作成し、会長が指定する期日までに提出するものとする。

2　広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

3　広告の原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

（掲載の決定の取消し）

第 10 条 会長は、運営上支障があるとき、広告主が指定の期日までに広告の掲載料を納入しなかったとき、その他広告掲載に係る契約の条項に違反したときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 12 月 15 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 12 月 26 日から施行する。